

March 19, 2020

Legal Update

個人情報保護委員会、第4次個人情報保護基本計画の発表

韓国個人情報保護委員会は、2021年から2023年までの個人情報保護の推進方向および核心課題を盛り込んだ「第4次個人情報保護基本計画」を2020年2月14日発表しました。個人情報保護委員会は、3年ごとに個人情報の保護基本計画を樹立・発表していますが、上記の第4次基本計画は、個人情報規制権限が集中する個人情報保護委員会が、データ三法の改正後に初めて発表した公式的な業務計画であるため、今後の個人情報政策の方向性を予測し、規制改善事項を確認できる基準になるものと思われます。

1. 「第4次個人情報保護基本計画」の主な内容

- 「第4次個人情報保護基本計画」は、3つの推進戦略と、10の核心課題およびそれによる細部課題で構成されており、その主な内容は、以下のとおりです。
- 第一推進戦略：先制的な個人情報保護の強化
 - 情報主体の個人情報自己決定権の保障拡大のための同意・告知制度改編の模索
 - ※ 情報主体の明確な意思確認のための様々な手段の開発

- データ移動権・自動化された個人情報処理に対する意思決定拒否権等、情報主体権利の法制化方策に関する検討
 - 個人情報処理方針の作成指針の改善および事前認証制度または事後審査制度の導入に関する検討
 - 個人情報保護中心設計および基本設定 (Privacy by Design & Default, PbD) 案内書の開発・普及
 - 個人情報の経済的価値および漏洩事故の被害額の算出研究等を通じた合理的な損害賠償額算出の根拠づくり
- 第二推進戦略：安全な個人情報利用環境づくり
 - 処理者の規模および保護水準に応じたISMS-P等級制度の導入等、情報保護および個人情報保護の管理体系認証制度 (ISMS-P) の改善
 - 個人情報処理者の正当な利益要件の整備等、国際的な法制水準に合わせた個人情報処理要件の合理化
 - 個人情報保護法の一般規定と特例規定 (旧情報通信網法の規定) との間における類似・重複内容の追加整備
 - 個人情報処理者の責任性の強化および法違反事業者に対する制裁の実効性を確保するための制裁方式改善に関する検討
 - ※ 「事前の是正勧告・事後の制裁」等のような行政機関の規制方法の改善、刑事・経済制裁の合理化等
 - 仮名情報の活用・データ結合企業を対象に管理・監督の強化
 - ※ 産業・分野別の専門機関の指定、データ結合管理システム構築を通じたリアルタイム点検、主なデータ活用・脆弱分野 (データ結合・連携専門機関、通信・カード・IT等のデータ企業等) を中心に仮名情報の活用および管理実態に対する定期点検の実施
 - 仮名・匿名処理技術およびデータ結合・連携体系等に対する国際標準研究の先導および国内技術の国際標準化の推進
- 第三推進戦略：グローバル個人情報リーダーシップの確保
 - 国家間における個人情報の移転拡散に対応した国外移転に関する法制の整備

※ 国外移転要件の多様化、グローバル企業の国外移転に対する管理・監督等、個人情報の安全な保護策づくり、韓国型個人情報保護の十分性決定制度導入の推進

- EUの十分性決定(Adequacy Decision)の取得および維持・管理を通じて韓国企業の欧州市場への進出支援
- APEC CBPR(アジア太平洋経済協力のCross Border Privacy Rulesシステム)認証制度の導入・運営のための認証機関の指定等、制度的な基盤づくり

2. 「第4次個人情報保護基本計画」の示唆点

- 上記の基本計画は、原則として、個人情報の安全な活用と保護を共に目指していますが、その具体的な内容は、個人情報自己決定権の保障拡大、情報主体の実施的な権益保護等を主な課題として選定している点を考慮すると、今後個人情報保護の側面が強調される可能性があります。特に、仮名情報の活用およびデータ結合と関連し、定期点検および厳格な処罰を受けることがあり得るため、注意する必要があります。
- 上記の基本計画は、3年間の中期計画として、全体的な方向性について述べたものであり、今後個人情報委員会が個別的に具体化する政策等の関連動向に注視する必要があります。
- 上記の基本計画によると、政府・学界・産業界・市民社会等、専門家中心の個人情報政策諮問グループ(Advisory Group)が2021年下半期中に発足する予定であるため、企業らは諮問グループを通じて意見開陳を行うか、合理的な法制度の改善を要求することができるものと思われます。
- 2021年下半期に推進する予定の計画(データ移動権等情報主体権利の法制化方策の検討、個人情報処理方針の作成指針の改善および事前認証制度、事後審査制度導入の検討、一般規定と特例規定間における類似・重複内容の整備等)の場合、第21代国会の発足後、本格的に改編が行われるものと予想されるため、立法動向等について引き続き確認する必要があります。

法務法人世宗は、個人情報分野における独歩的な専門性と人的ネットワーク(金鎔浩(キム・ヨンホ)元行政案全部次官、崔在裕(チェ・ジェユ)元科学技術情報通信部次官)を擁しており、企業らのために個人情報保護法とGDPRをはじめとする国内外における個人情報の規制、個人情報漏洩問題への対応、個人情報保護コンプライアンス体系の樹立等、豊富な業務経験を基に個人情報保護に関する専門的なアドバイスをご提供しております。その他にも、放送・通信・ICTに関する規制動向の把握及びかかる当局への対応、法制改善・立法コンサルティング、規制の影響力の分析と企業の戦略作り等に対するリーガル・アドバイスをご提供しておりますので、より専門的な内容やご質問等がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。より詳細な内容について対応させていただきます。

Contacts

[日本チーム]

☎ +82-2-316-4114

✉ jpg@shinkim.com

[アドバイス部門]



姜信旭
パートナー

☎ +82-2-316-4059

✉ sokang@shinkim.com



張竣榮
パートナー

☎ +82-2-316-4410

✉ jyolang@shinkim.com



黄晶鉉
所属弁護士

☎ +82-2-316-1775

✉ jhhwang@shinkim.com



尹皓相
所属弁護士

☎ +82-2-316-2584

✉ hsyoon@shinkim.com

SHIN & KIM 法務法人(有) 世宗

The content and opinions expressed within Shin & Kim LLC's newsletter are provided for general informational purposes only and should not be considered as rendering of legal advice for any specific matter.

Seoul · Pangyo · Beijing · Shanghai · Ho Chi Minh City · Hanoi · Jakarta
